

◎新潟県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市須原字ウラ山5044の18
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅